

## 長野県地域職業能力開発促進協議会設置要綱

### 1 協議会設置の目的

長野県地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）は、職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号。以下「能開法」という。)第 15 条に基づき、長野県の実情に応じた職業能力の開発及び向上の促進のための取組みが適切かつ効果的に実施されるようにするため、人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定、効果検証を通じた訓練内容の改善等を協議するため、協議会を設置する。

### 2 協議内容

- (1) 長野県における公共職業訓練（能開法第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練。能開法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び求職者支援訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成 23 年法律第 47 号。)第 4 条第 2 項の規定に基づき実施する職業訓練）（公共職業訓練及び求職者支援訓練を総称し、以下「公的職業訓練」という。）の、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関すること。
- (2) 公的職業訓練に係る年度計画の策定に関すること。
- (3) 公的職業訓練の訓練効果の把握・検証に関すること。
- (4) キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組みに関すること。
- (5) その他職業能力開発に係る必要な事項に関すること。

### 3 構成員

- (1) 別表に掲げる組織の者を構成員とし、長野労働局長が委嘱する。
- (2) 委嘱期間は、委嘱をした日の属する年度の翌々年度末日までとする。ただし、補欠の構成員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。
- (3) 構成員は、再任することができる。
- (4) 協議会には、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

### 4 会長

- (1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 会長は、協議会の議長となり、議事を整理する。
- (3) 会長は、会長代理を指名し、会長に事故があるときは、会長代理が職務を代行する。

## 5 ワーキンググループ

- (1) 協議会は、訓練効果を把握・検証するためのワーキンググループを設置することができる。
- (2) ワーキンググループの具体的な取扱いについては、別途定める。

## 6 議事の公開等

- (1) 協議会の議事については、原則として公開する。ただし、個別企業の人材育成方針等の公開することがなじまない議事については、会長の判断により非公開とすることができる。
- (2) 構成員及び協議会の事務に従事する者は、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 7 庶務

協議会に係る庶務は、長野労働局職業安定部訓練室が行う。

## 8 その他

この要綱に定めるものの他、協議会に必要な事項は別に定める。

## 附則（令和4年10月26日）

- 1 この要綱は、令和4年10月26日から施行する。
- 2 協議会の設置をもって、長野県地域訓練協議会を廃止する。

## 構成員一覧

構成団体・機関の名称	
	学識経験者 2名
労使団体等	一般社団法人長野県経営者協会
	長野県中小企業団体中央会
	一般社団法人 長野県商工会議所連合会
	長野県商工会連合会
	日本労働組合総連合会長野県連合会
	社会福祉法人長野県社会福祉協議会
教育・教育訓練機関	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構長野支部
	長野県職業能力開発協会
	一般社団法人 長野県専修学校各種学校連合会
	一般社団法人 全国産業人能力開発団体連合会
職業紹介事業者等	職業紹介事業者若しくは特定募集情報提供事業者又はその団体
自治体	長野県産業労働部
	長野県教育委員会
	長野労働局